

岩手県告示第 594 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者は、すべてその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意を求めるため、次のとおり届出があった。

なお、同条第 3 項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を平成 18 年 4 月 25 日から平成 18 年 5 月 9 日まで重茂漁業協同組合に備えておいて縦覧に供する。

平成 18 年 4 月 25 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 発起人の住所及び氏名

- (1) 宮古市大字重茂第 4 地割字上ノ沢 3 番地 7 吉川 修郎
- (2) 宮古市大字音部第 1 地割字谷地頭 12 番地 2 坂本 幸一

2 加入区 重茂加入区

3 義務付保漁船に係る保険料の集収及び払込みの事業を行うべき旨の申出をする漁業協同組合の名称 重茂漁業協同組合